定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十七日

東京都港区高輪三丁目一六番一七号

三王株式会社

代表取締役　木村恵津子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十七日

東京都中央区八重洲一丁目八番一七号

槇町ビルヂング株式会社

代表取締役　松田　榮夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十三日開催予定の定時株主総会で、当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行うので、可決された場合、当該定款変更は平成二十六年七月二日に効力発生し、当社の株券は同日において無効となります。

平成二十六年六月十七日

東京都千代田区九段南三丁目七番一四号

エム・テー・ケー債権管理回収株式会社

代表取締役　須藤　晃

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十七日

東京都目黒区下目黒五丁目一八番一七号

東京米油株式会社

代表取締役　伊東　博道

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十七日

神戸市中央区御幸通三丁目二番一八号

クラウン貿易株式会社

代表取締役　角野　陽一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十七日

岡山市中区平井一一六四番地一一

株式会社理研事務機

代表取締役　三木原純一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＳＴＵＤＹＬＡＮＤと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年六月十七日

東京都渋谷区代々木一丁目五五番八号

株式会社アクティ

代表取締役　浜垣　剛

合併につき株券等提出公告

当社は、南国ビル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年六月十七日

鹿児島市中央町一一番地五

南国中央町ビル株式会社

代表取締役　永山　在紀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるグウェナエル・セビロが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十七日

東京都新宿区荒木町二三番一五号アケボノ大鉄ビル六階

セラック・エスエーエス

日本における代表者　グウェナエル・セビロ

限定承認公告

本籍茨城県土浦市中高津一丁目一六九番地六、最後の住所茨城県土浦市中高津一丁目四番三一号

被相続人　亡　飯田　拓弥

右被相続人は平成二十六年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年五月七日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十七日

茨城県土浦市中高津一丁目四番三一号

相続財産管理人　飯田　正美

限定承認公告

本籍岩手県花巻市上町九〇番地、最後の住所岩手県盛岡市東仙北二丁目四番一四号

被相続人　亡　望月　茂

右被相続人は平成二十六年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年六月五日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十七日

東京都江東区東砂八丁目五番七―七一〇号

限定承認者　望月　光雄

東京都千代田区麹町四丁目三番四号宮ビル四階―Ｂ　吉田杉明法律事務所

右代理人弁護士　吉田　杉明

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東成区中道三丁目一五番地、最後の住所大阪府堺市中区伏尾二三〇番地フロイデンハイム三五九号

被相続人　亡　吉崎八千代

右被相続人は平成二十六年二月九日死亡し、その相続人は平成二十六年六月九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十七日

神奈川県川崎市麻生区はるひ野三丁目二九―二四　相続財産管理人　足立　友成

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目六七番地、最後の住所神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目六七番地

被相続人　亡　田中　嘉人

右被相続人は平成二十五年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十七日

横浜市旭区二俣川一丁目六七番地

相続財産管理人　田中登美子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号四十九頁に掲載されています。

平成二十六年六月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ブルーオーシャン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年五月十五日（号外第百七号）厚生労働省告示第二百三十一号（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件）（印刷誤り）				
三上	二三		「共生社会」に	、「共生社会」に
〃下	一五		以下同じ。」	以下同じ。」、
平成二十六年五月十六日（号外第百八号）厚生労働省告示第二百三十七号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件）（原稿誤り）				
三三下	一二		文部科学省告示	平成二十五年文部科学省告示

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十七日付第一三五号九　月二十五日付衆会第一〇号

六ページ●同日付政府調達第一一一号三二ページ●三二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）